



《 DV 被害者の住民票閲覧制限、自治体に責任者 》

✎ 配偶者や恋人からの暴力 (DV)、ストーカー被害などを理由に、住民票の閲覧・交付制限が認められたのに、自治体が被害者の住所を加害者側に伝えてしまうミスが相次ぎ、総務省が全自治体に対し、閲覧制限などの責任者を置くなど情報管理を徹底するよう求める通知を出したという。

総務省が通知で示した再発防止策

- 情報を管理する責任者の配置・確認の徹底
- 住基システム端末への警告表示の設置・改善
- 手続きマニュアルの改善
- 事務手順、確認項目のチェックリスト化
- 役所の部署間の連携強化

同省によると、通知は 6 月 25 日付で、ミス多発を受けて本格的な対策に乗り出すのは初めて。同省は 8 月にかけて各都道府県で説明会を開き、対応を徹底させる考えだ。住民票の閲覧・交付制限は 2004 年、住民基本台帳法に関する総務省令の改正などで導入された。DV やストーカー事件の増加を受けたもので、12 年には家庭内の児童虐待や性的虐待も対象に加えられた。

市区町村は、DV 被害者たちから申請があれば、警察や児童相談所などに意見を聞き、加害者の閲覧や交付請求を拒否できる。なりすましや加害者の代理人による悪用を防ぐため、被害者本人や第三者の名義で請求があった場合も本人確認を徹底し、請求理由を厳格に審査する決まりだ。

ところが今年 6 月、兵庫県姫路市が、DV 被害者の女性の転居先を記した住民票を、窓口に来た元夫に交付。昨年 7 月には、千葉県柏市が、DV で離婚した女性の住所を記した書類を旧住所の元夫宅に郵送した。

総務省は今回の通知で、こうしたミスを、自治体名を伏せて例示し、

- ① 対象者の情報管理や住民票の取り扱いを統括する責任者を置く
- ② 事務の手順や確認事項をチェックリスト化する
- ③ 役所内の連携を強化する

ことなどを求めた。

※読売新聞 2014 年 7 月 13 日付朝刊参照

《 回覧 》

A	B	C	D	E	F	G

《 危機管理のセカンド・オピニオン 》